

4. エネルギー計算結果早見表の見方

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方を解説します。以下の手順にて、早見表を適用できるか確認してください。

1 住宅の延べ床面積を算出してください。

2 断熱改修する居室等と部位(天井・外壁・床・窓・ガラス)を決め、補助対象床面積を算出してください。

- ・ 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。
- ・ 間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は同一空間とみなし、改修する居室等に含んでください。（P19参照）
- ・ 早見表で選択した改修部位については、改修する居室等の外皮部分全てに設置・施工してください。
- ・ 補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなります。
- ・ 選択した部位全てを改修する居室等の面積を合計したものが補助対象床面積になります。

3 改修率を計算してください。

$$\text{改修率}(\%) = \frac{\text{補助対象床面積合計}(\text{m}^2)}{\text{延べ床面積}(\text{m}^2)} \times 100$$

< 計算例 >

- * 参考例を基に計算
- * 計算は全て小数点第3位以下切捨て

① 住宅の延べ床面積を計算します。

- ・ 1階の床面積が77.42㎡
 - ・ 2階の床面積が66.66㎡の場合
- 延べ床面積 = 144.08㎡**



② 補助対象床面積を計算します。

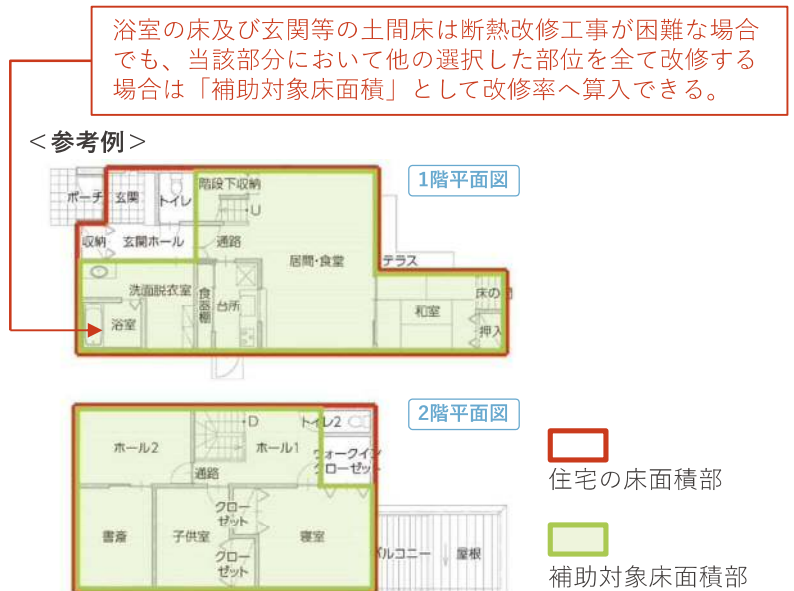
- ・ 1階の床面積が66.04㎡
 - ・ 2階の床面積が61.69㎡の場合
- 補助対象床面積 = 127.73㎡**



③ 改修率を計算します。

$$\text{改修率}(\%) = \frac{127.73(\text{m}^2)}{144.08(\text{m}^2)} \times 100 = 88.6(\%) \rightarrow 88(\%)$$

小数点第1位以下は切捨てし、整数で表記します。



4 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。

<確認方法>

- 1) 2 で決めた断熱改修する部位の組合せ (2~4部位)
- 2) 地域区分 (1~8地域)

部位の組合せと地域区分の交わる部分の改修率より、上記③の計算結果が上回ってれば、早見表を用いて申請できます。

<参考例>

ア) 断熱改修する部位の組合せ

- ・天井、床、窓の3部位改修
- ⇒組合せ番号：5

イ) 地域区分：6

* 改修率：88%

* 早見表の最低改修率との比較 88% ≧ 25%
(判定：早見表の利用可能)

◆エネルギー計算結果早見表 (戸建住宅)

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率(%)								
						地域区分								
						1	2	3	4	5	6	7	8	
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25	個別計算
	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25		
3部位	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25		
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	50		
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25		
2部位	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25		
	7			床		25	25	25	25	25	25	25		
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25		
	9		外壁		窓の改修	30	30	40	40	40	40	70		
	10		外壁		ガラスの改修	40	40	40	40	40	40	70		
	11		外壁	床		40	40	40	40	40	40	100		
	12			床	窓の改修	40	40	40	40	40	40	100		
1部位	13			床	ガラスの改修	50	40	40	40	40	40	100※1		
	14				窓の改修	100	100	100	100	100	100	100※2		

※選択部に「個別計算」と表記がある場合は、個別エネルギー計算書の提出が必要です。

5 早見表で最低改修率に達しない場合は、見直しを行ってください。

- ・改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
- ・断熱改修部位の組合せを変更する。
- ・個別計算をする (公募要領【P17の6.個別計算について】参照)。

【注意事項】同一空間の考え方



間仕切りがなく、空間がつながっている場合 (吹抜け、階段等) は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。

左記の図の場合、1階の居間・食堂を改修する場合は、階段で空間がつながっているホール1も改修する居室等に含む必要があります。